

大阪市障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会
第6回ワーキング会議 議事録

日 時 : 令和5年8月23日(水) 午前10時から正午まで
会 場 : 大阪市役所 地下1階 第10 共通会議室
出席委員 : 三田座長、井上副座長、芦田委員、大野委員、小澤委員、酒井京子委員、
長谷川委員、星沢委員、溝上委員、山内委員、和多田委員

司会(障がい福祉課 和田) <開会、出席者紹介等>

三田座長

- ・ 今回はワーキング会議としての次期計画案の取りまとめということですので、第1部、第2部、第3部と、部ごとに3回に分けて説明をしていただこうと思っております。
- ・ では第1部、総論について、事務局から説明をお願いします。

三浦障がい福祉課長

- ・ 総論の説明に入ります前に、本計画の全体像を示す資料といたしまして、一番初めに1枚もののA4判の資料をつけさせていただいております。
- ・ ここには計画の全体の構成とそれに係る国の動向、基礎調査の実施の状況、ワーキングでのご議論などを踏まえた作成といったことを示しておりまして、ご参考にしていただければと思っております。

<議題1 資料1 説明>

大野委員

- ・ 1枚目の総論の略図の、次期計画の概要の基本方針の(2)の「社会参加の機会の確保」という表現について、あちこちに社会参加という言葉が散見しているように思いますが、社会参加という言葉は、昔の社会復帰に比べたら非常に新しいと思います。
- ・ 権利条約が出た段階で、共生する社会づくりの実現というような、障がいを持つ人も持たない人も垣根なく、その合理的配慮に基づく共生社会づくりだと思いますので、(2)の「社会参加の機会の確保」のところは、「共生社会づくりをする上での社会参加の機会の確保」という表現のほうがわかりやすいかと思います。世界標準を大阪市も目指していくならば、その辺りの文言の配慮もしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

三浦障がい福祉課長

- ・ ご指摘は、11ページの(2)の社会参加の機会の確保の部分についてということでしょうか。どういった文言を追加すべきというご意見かを、もう一度お願いします。

大野委員

- ・ 社会参加という言葉は比較的新しいというか、リハビリテーションであるとか社会復帰というような言葉よりも随分と健全社会と障がい社会の垣根が取り除かれていると解釈しています。
- ・ 今回出ました権利条約（総括所見）にある共生社会、インクルーシブ社会には、障がいのある・なしにかかわらず人の尊厳は平等であるというようなポリシーが含まれていると思いますので、社会参加という言葉に、合理的な配慮に基づく共生社会づくりの中の社会参加、というニュアンスを少し補足していただければと思っております。

三浦障がい福祉課長

- ・ ご指摘いただきましたように、社会参加という観点での共生社会の実現という部分は非常に重要な部分だと思っております。共生社会の実現という表現につきましては各論に落とさせていただいている部分もあるかなとは思っておりますが、この総論部分での表現につきましては、ご指摘を踏まえまして、検討させていただきたいと思っております。

三田座長

- ・ 10 ページの「4」にも、前提としては、共生する社会の実現と書いてあるところがありますね。構成をどうするかということになりますか。

大野委員

- ・ 各論の部分でせっきく共生社会という言葉がありますので、総論の中にも、総論・各論一貫してその理念が入っていれば、非常にわかりやすいかなと思いますけれども。

三浦障がい福祉課長

- ・ 三田座長からご指摘いただいた中身としましては、10 ページの「4 計画の基本理念・基本方針」の4行目に、共生社会の実現という文言が入っているということかと思っております。その具体的な中身として、1、2として、社会参加という文言を記載しているという構成になっておりますので、共生社会についての記載を踏まえたものになっているのではないかとご指摘かなと思っておりますが、そちらでいかがでしょうか。

大野委員

- ・ そういう各論まで読み込めば理解できますけれども、大事な総論の部分ですので、非常にスペースも少ないかもしれませんが、共生社会という表現は総論にも入れていただければと、あえてお願いしているわけです。

井上委員

- ・ 11 ページの「社会参加できるための実質的平等が権利として保障され…」というところ

の表現を工夫するというのでどうでしょう。

三浦障がい福祉課長

- ・ ありがとうございます。ご意見踏まえまして、表現をまた調整したいと思います。

芦田委員

- ・ 16 ページの「5 支援の担い手の確保と資質の向上」について、専門的とか専門性ということが4か所も書かれていて、資質の向上や専門性が大事だということは分かりますが、支援の担い手の確保に関しては、タイトルには入れていただいているんですが、項目としては、最後に記載があるだけです。
- ・ 実は専門性の話をする前に担い手がない、その確保をどうするのですか、ということですが、私たちの身近な問題で、担い手があってこそその専門性というところなんです。
- ・ 書きぶりのことですが、専門性をいう前に、まず担い手の確保が大切なのでしっかりとやっていきますといった文章に変更していただければと思いますが、いかがでしょうか。

三浦障がい福祉課長

- ・ ご指摘いただきましたように人材不足の課題というのは非常に大きな課題だと思っております。
- ・ 特に福祉分野の人材不足の課題は、全般的にどこも人材不足と言われている中ですが、やはり人への支援をするという福祉分野、特に人対人の支援ということでもありますので、そういった面で人材不足の影響というものが非常に大きいと思っております。
- ・ 大阪市ではこの人材不足の課題についても取組を進めているところですが、具体的な人材を新たに確保していくという取組を進めるにあたって、今実際に福祉分野に従事している方に定着していただくことで、流出を防ぐことも確保の一つの大きな観点であると思っております。そういった意味で、今実際に働いておられる方が専門職としての誇りを持っていただいて、長く従事していただくことに力点を置いた表現にさせていた部分かなと思っております。
- ・ ただ、そういった前提としての人材不足のところについての表現についてのご指摘ですので、その部分についても表現を工夫させていただきたいと思います。

酒井委員

- ・ 今回、この一覧でまとめていただいてわかりやすいと思いますが、一番左端の、国の動向や国の基本指針、昨年度に行った基礎調査から見えてきた課題を踏まえての次期計画なのかなと思いますが、大阪市の基礎調査から見えてきた課題の中で、この総論に、ひきこもりがちな人への支援、というところだけは登場してないんです。
- ・ 各論では、相談支援体制の充実ということで書かれているのですが、総論では触れなくてよいのかどうか。ひきこもりがちな人への支援というのは毎回課題として挙がっていて、なかなか前進していない課題なのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

三浦障がい福祉課長

- ・ 基礎調査から見えてきた課題の一部を抜粋して、この一覧に示させていただいております。この項目について、総論にすべて網羅するといった構成にはしていません。
- ・ 引きこもりの課題につきましてはご指摘いただいたように、非常に重要な課題としまして各論にしっかり書き込ませていただいていると思っております。そういう中身であるのご理解いただければありがたいと思います。

井上委員

- ・ 今のように精神の関係とか、暮らしの場とか、いわゆる 8050 問題とか、各論を見ればわかるのかもしれないけれど、ここに参加していない人に公表する時にわかりやすいようにきちんと書いておかなければ、全員に説明することはできない。

三浦障がい福祉課長

- ・ 改めまして計画の素案が確定したタイミングでは、こういった 1 枚もので概要をまとめる予定としておりますので、そこでは、ご指摘いただいたような内容も踏まえてトピックがきっちりと確認できるようなものにしていきたいと思っております。

大野委員

- ・ 7 ページの一行目に、住み続けられる市民参加のインクルーシブな社会の実現をめざし、と書いてありますが、この市民参加という言葉には、やはり健全社会と障がいの社会の二つがあって、健全の人がお手伝いしますといったニュアンスをどうしても私は感じてしまいます。
- ・ 市民が互いに人としての尊厳を大切にするインクルーシブな社会というように、市民参加という言葉も、できれば変えていただければと思います。
- ・ 障がいと一般市民の垣根が、この文章の中にもまだまだ残っているのかなというところで、感想を述べさせていただきました。

三浦障がい福祉課長

- ・ ここの部分の表現ですが、ご指摘いただいた 7 ページのところに続く 6 ページの下部分のところから、「障がいの有無にかかわらず、だれもが地域で安心して住み続けられる市民参加のインクルーシブな社会」という表現にさせていただいております。この表現の中には、障がいのある方もない方も含めて市民として、社会参加していただくというような意味合いとして書かせていただいていると考えておりますが、いかがでしょうか。
- ・ もし、この市民参加という表現が、別の言葉で置き換えるほうが適当だということであれば、何かいいご意見があればお伺いしたいと思います。

大野委員

- ・ 今申し上げましたのは、共生社会づくりという言葉、市民参加の代わりに置き換えられても別に差し障りはないかなと思いますけれども。
- ・ 市民が互いに人として尊厳を大切にする共生社会、つまり共生社会・インクルーシブ社会の実現を目指しということで、共生社会と2回言っていることになりますので、市民参加は取り払っていいかなと思います。

三田座長

- ・ 共生社会、イコールインクルーシブ社会ではないと思いますが。人によって違うのかもしれないんですが、私はこのままでもいいのかなと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

井上委員

- ・ 権利条約で言っていることは、日本には色々な法律ができたけれども、まだまだ壁がいっぱいある。そのことに対して、どのような視点で、どのような施策を講じていくのかということでの計画だと思う。まだまだ垣根はあると思う。現実的に、どこまでめざすのかということでの表現は必要だと思う。

大野委員

- ・ 一応、「市民参加の」ということを生かすということが、現実を踏まえてのステップとして必要だということですか。

井上委員

- ・ そうです。色々なトラブルが起こってきている背景には、住民が障がいのことを理解されていないことも原因にある。そこに対して、どういう視点で対応していくのかということが計画に繋がっていくと思いますが、その視点は必要ではないかなと思います。
- ・ 行政だけが責任を負うということではなく、本来のインクルーシブ社会を作っていくにはどうしていくのかという、そういう表現にするほうがいいのではないかなと思っています。

三浦障がい福祉課長

- ・ このセンテンスのところにも、前半のところに「障がいのある人への偏見や差別意識が払拭され」という表現をつけさせていただいておりますが、そういったものを、計画策定を踏まえて取り払っていくということを通じて、障がいのある人もない人も皆さん市民ですので、皆さんが社会参加していくことを進めることを通じて、大きな目標にはなりますが、インクルーシブ社会を実現していくことになるのかなと思っています。

三田座長

- ・ 国語的には、インクルーシブ社会というのは、すでに市民が参加しているということだ

という感じはありますが、敢えてここに入れたのは、関係者だけで進めていくのではないということかなと受け取って、そのままでいいのではないかと思った次第です。

- ・ 本当は大野委員が言ったようなことを入れたいのですが、残念ながらというか、まだここから共有していく段階として、これでいいのかなと思った次第でした。
- ・ またちょっとお考えいただいて、何かでできたら。

大野委員

- ・ これ以上時間を取らずに、他のところでまた発言させていただきます。

三田座長

- ・ ありがとうございます。第2部に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

三浦障がい福祉課長

<資料2 説明>

三田座長

- ・ 確認ですが、第3章の「1」は、「施設入所者の地域移行」となっていて、58ページの「2」では「入院中の精神障がいのある人の地域移行」と、まどろっこしい表現になっていますが、前からこうなっていましたか。

三浦障がい福祉課長

- ・ ここは特に変更を加えている部分ではございませんので、現行計画からこのような表現になっているかと思います。

三田座長

- ・ 入院中の精神障がいのある人の地域移行って、精神科病院とは言わないほうがいいんでしょうか。

大野委員

- ・ 言った方がいいと思います。

三田座長

- ・ どこからの地域移行かということがわからないですね。

大野委員

- ・ 地域移行というのは、施設と、精神障がいの場合は、精神科病院との垣根を取り除かない限り進まないというのが大きな問題で、国連でも指摘されていることなので。

三田座長

- ・ いまさらですが、検討したほうがいいですね。シンプルに精神科病院からの、とするほうがいいかもしれないですね。どうでしょうか、皆さん。

芦田委員

- ・ すみません、このままずっと来ていたので。
- ・ 精神科病院に入院されている方が、100%精神障がいということではないんですよ、知的障がいの方や発達障がいの方もたくさん入院をされているので、これでいくと精神障がいの、ということになってしまうので、三田座長がおっしゃるとおり、精神科病院からの、とする方がいいかと思います。

三田座長

- ・ いまさらですが、ご検討いただいて、もっとシンプルでもいいかなと思ったりしました。

三浦障がい福祉課長

- ・ おそらく何かの経過があって、このような表現になっているのかなと思い、事務局としてもそのままの表現にしていたところではあるのですが、今回ワーキングのご意見を踏まえて、もう少し、どこからの地域移行なのかということを明確にするために、精神科病院からの地域移行ということに…。

こころの健康センター 吉田課長

- ・ 経過を確認させていただかないといけないですが、施設の方は「施設入所者」で地域移行とありまして、精神の方は「精神障がいのある人の」という表現になっているので、施設の方は「者」で、精神の方は「精神科病院」になるかなと思います。
- ・ 精神科病院以外に、総合病院でも長期入院者の方が少しおられるという状況がありますので、入院中の精神障がいのある人の地域移行という文言が、国のいろいろな資料の中で出てきたのではないかと考えておりまして、確実な記憶ではないですが、そういったことがあって残っているのかなと思います。
- ・ 文言としては、なぜこうなっているのか確認させていただきたいですが、例えば精神科病床からの地域移行というのもどうかと思ったりもするのですが、いかがでしょうか。

三田座長

- ・ あまり聞かないですかね。一般病院の中の精神科病床。皆さんどうでしょうか。

大野委員

- ・ 基本的には、一般の総合病院のことについては、私たちの理解も国連の指摘もそうではなくて、精神科病院での長期入院化、施設化という問題は、精神科病院の問題であると

思います。長期に囲い込むという、日本の民間の精神科病院の問題を指摘していると、私は解釈しております。

三田座長

- ・ アンタタッチャブルな世界ということだと思いますけど、私は経過を全く覚えてなくて、何かがあったのか。
- ・ 普通は、人じゃなくて、入所施設からの地域移行、精神科病院からの地域移行というように並んでいくと思います。「病床」は、私はあまりしっくりきていないのですが、ご検討いただければと思います。

大野委員

- ・ 第2部第5章の98ページですが、前回、国の住宅セーフティネット検討委員会が立ち上がりましたということをお願いしたことで、大阪市住宅セーフティネット連絡会議における、ということを入れていただいておりますが、この連絡会議は以前からあったのでしょうか。今回の国の検討を受けて新設されたのでしょうか。
- ・ こういうものが新設されたのであれば喜ばしいのですが、その辺りどうなんでしょうか。

三浦障がい福祉課長

- ・ 会議の場は以前からあったのですが、計画に落とし込めていなかった部分かなと思っておりまして、「安心して地域で暮らす」という課題の住宅部局との連携というところは、この間もワーキングでいろいろご意見いただいたということも踏まえまして、改めてこの庁内会議の場での連携とか、情報共有というところをきっちりと計画の中に落とし込んでいきたいということで、今回改めて追加させていただいた中身になります。

大野委員

- ・ そうすると、この大阪市のセーフティネット連絡会議というのは、新設されたわけではなく、今後活性化していくという意味合いで入れていただいたんですね。

三浦障がい福祉課長

- ・ この会議の場自体は関係部局集まっただけの会議になりますので、どういった中身を進めていくことになるのかということにつきましては、障がい者支援計画だけで語れないところもあるのですが、障がい者施策としましては、障がいのある方の居住に関する課題については、この庁内会議の場を、連携をしていく場として扱っていきたいと思っております。

大野委員

- ・ どう具体的に進めていくのかをお聞きしたかったのですが、そこをもう少し表現していただいた方が、現実味があるかなと思います。

三浦障がい福祉課長

- ・ 頻度等につきましては、障がいの部局が単独で決められるものでもないですので、進捗につきましては、今後の計画の進捗状況の確認のところでご報告させていただきながら、どのような情報共有ができていくかについてもお伝えさせていただきたいと思います。

芦田委員

- ・ 資料2の3ページの一番下に、住宅部局等との連携強化について書き加えていただいているのですが、地域に住むというところでは、住まいをどうするかという問題が一番中心的な課題だということで記載いただいたと思います。
- ・ 今、大野委員が言われた98ページには、住宅確保要配慮者のことが書かれていますが、住宅確保要配慮者については、対象の範囲が広く、今度の改正でさらに広がっています。セーフティネット住宅を検索すると、対象者がたくさん書かれていますが、高齢者は対象としていても、障がい者、特に精神障がいのある方は対象としていないようなところもあります。
- ・ ここに記載していただくのであれば、要配慮者である障がい者の居住支援の推進に努めますといったように、障がい者という文言が入らないのかなと思いました。要配慮者という言葉では、あまりにも範囲が広すぎて、障がい者が含まれないこともありますので。
- ・ もう一つ、65ページの(3)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の「ウ 保健、医療、福祉関係者による協議」についてですが、「にも包括」では、住まいのことが中心だという捉え方の中で、大阪市の検討委員会にも住宅部局が入ってくださって一緒に検討をしています。
- ・ 私はその委員をしているのですが、居住支援協議会の話もここでさせてもらっていますので、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」というところに、住宅部局を入れていただくことは可能でしょうか。現実的には来ていただいていますので。

こころの健康センター 吉田課長

- ・ 保健・医療・福祉関係者という表現は、国に合わせさせていただいておりますが、住宅部局にも確認したうえで調整させていただきたいと思います。

長谷川委員

- ・ 17ページの第2章の「地域での暮らしを支えるために」の、意思決定支援ガイドラインについてですが、意思決定支援は色々な捉え方があると思いますので、意思決定とはどういうことかといった補足説明があればいいかなと思います。

三田座長

- ・ 意思決定支援とはどういうことか、ということでしょうか。物議を醸しそうですね。

長谷川委員

- ・ ガイドラインが出ていますので。

三田座長

- ・ 書くとすれば、国の説明を書くしかないですね。

井上委員

- ・ 一点は、7ページの最後のところに「障がいのある人への理解や、合理的配慮の内容等について、正しく理解し、適切に対応できるよう、全職員を対象とした研修を実施します」と入れていただいて、非常に意味があるなと思います。
- ・ この間、コロナの時でも、防災の関係でも、担当部局は、障がい者に対する合理的配慮ということを実際に考えて作っているのかと思う。後になって要望しなければならないことが多いので、ただ研修するのではなくて、いろいろな施策で合理的配慮が考えられるようにいかなければ、新しい施策が出てくる度に、全然障がい者のことが配慮されてないと感じる。
- ・ マイナンバーカードの件も、障がい者に対する合理的配慮が何もされていないのに、施策としてぽっと出てくることに疑問を感じる。
- ・ せっかく差別解消法について発信しているので、障がい部局の問題ではなく、全課の問題であるということを公表していただいて、せめて施策を作る時には、障がい部局に相談するようにというぐらいのスタンスを持たないと、この間、後追いの課題が随分出てきているのかなと思います。
- ・ あと、これは今まで議論していないですが、地域移行に関して、新たに障害者総合支援法の変更のなかで、グループホームからの一人暮らしへの移行支援といったことが書かれたり、もう一方で、日中支援型グループホームといったものが制度的には作られたりしていますが、これについて、行政としてはどのように捉えておられるのか。
- ・ グループホームを一本にして計画を立てていくのか、そのようなかたちのものを位置付けるのか。どう見ておられるのか。国はグループホームからの地域移行を考えているようだが、どれだけのニーズがあるのか。いろいろなグループホームができてはじめている中で、このあたりをどう位置付けて計画を作っていくのかというスタンスだけお聞きしたい。

三田座長

- ・ 7ページの最後の項目のところを、研修だけではなくて、点検しますといった感じにするということでしょうか。

井上委員

- ・ 以前、差別解消法ができたときに、部局単位で、施策の中でどんな合理的配慮が必要なのかといった計画を出したと思うのですが、それは継続できているんですか、あの時だ

けでしょうか。障がい者に対する合理的配慮が施策の中に反映されていないような気がするのですが、担当課としてはどう思いますか。

- ・ まず研修はしてもらいたいのですが、仕組みとして、政策決定の段階でいろいろな合理的配慮が行われるようにしていくというのが、本来この計画の趣旨だったと思うんです。

三田座長

- ・ 一つ目について、いかがでしょうか。

三浦障がい福祉課長

- ・ まずは研修をするだけではなく、市民に対する施策という意味では、当然その中に障がいのある人も含まれていますので、そういった方にも問題なく制度が行き渡るような仕組みにするという発想を持っていないといけないだろうといったご指摘だと思っております、その辺りにつきましては、庁内での障がい者施策や障がいのある方への配慮をどのように進めていくかといった情報共有の場を年に1回設けておりまして、そこでも必要に応じて、そういった取組内容の確認をさせていただいたり、新たな情報を提供させていただいたりしております。
- ・ この次期計画では、差別解消や理解促進を一つ目の項目に引き上げたということもありますので、そういったことも改めてきっちりと庁内に伝えていくということをしていかないといけないと思っております。
- ・ その中で、各所属での取組をどのように進めていけるかということも改めて検討できたらいいかんと思っておりますので、この計画策定を踏まえて、これから取り組んでいくというような形で、またご助言もいただきながら進めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

井上委員

- ・ 文章は直さないということですか。もちろん担当部局が理解することも必要だけれども、政策の中にそういったことが反映できるように行政内部を強化するというような表現ぐらいは入れてもらわないと。
- ・ 趣旨として、住宅部局の問題もそうですが、そのことが本当に施策の中で考えられていれば、こういうトラブルが起きなかったというか。
- ・ コロナについても、障がい部局に言っても、それは衛生部局の方でといった話になって、いろいろな施策が後回しにされてきていますし、マイナンバーも大変なんです。全然合理的配慮がされていない。

三浦障がい福祉課長

- ・ 私の答えが、直前のご質問への答えになってしましましてすみません。
- ・ 計画文案につきましても、そういった趣旨を踏まえまして表現を考えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

福原障がい支援課長

- ・ グループホームの法改正に関して、いわゆるグループホームの今後のあり方にかかる理念的なものとして、ご本人の意向に沿って必要な支援を受けていただいた上で、地域で一人暮らしをしていただける方への支援をしていくということは、一定、今のグループホームの各種報酬の加算でもあるのですが、それが法に理念的に明記されるようになって、グループホームの類型、最近でいいますと日中サービス支援型ができたりしていますが、新たな類型は、法で定めているものではなく基準省令で定まっていまして、国の動向もまだ全然見えていないですので、注視しているという状況です。
- ・ ただ、報酬改定の議論でも、事業者からすると、いわゆる通過型のグループホームがどんどん増えて、重度の方の受け入れが進んでいないといった課題があります。すぐに一人暮らしをできる方だけに絞って、支援の質が担保されるのかわからない形で、どんどん一人暮らしをすすめて、先の支援は知りませんといった事業所が増えていく可能性も懸念されますし、そういったところを、基準や報酬でどのような形で定めていくのか、既存のグループホームの類型ではできないものなのかなど、国にも各種団体のみなさまからさまざまなご意見が出されていると聞いていますので、そのあたりをどういう形で進めていこうかと。
- ・ 理念はいいけれど、具体的にどのような形か、新しいサービス類型を作るのかについては、今のところ我々も本当にできるのかを見ていかなければならないですし、今はまだ情報がありませんので、計画に何か具体的なことを書けるかということ、なかなか難しいのですが、今後の国の動きの中で、ある程度見えてくる部分があれば、後追いにはなりますが、間に合う部分については追記できるように情報収集に努めていきたいと、現状としては考えているところでございます。今の時点ではなかなか書けるところがなく、申し訳ありません。

井上委員

- ・ 個人的には、きちんと実態を踏まえて政策化してほしいといった思いがあって、市としては、今の動向をどのように位置づけているのかということのお考えをお聞きしたかったということです。これを計画に入れなさいということではないのですが。
- ・ そのような動きがこれから出てくることについては、どこかで、そのことについては慎重な検討を行っていく必要がありますぐらいの表現が必要なのかなというように思っています。

山内委員

- ・ 今の関連で、いろいろな報酬改定によって誘導されて事業所がどんどん流されていくということではなくて、大阪市の施策として、地域生活支援拠点も含めて、やはりきちんと議論をして、一人暮らしをしたいという方には、それを実現できるようなサポートをできる地域を作るということですから。

- ・ ただ、その方が例えば病気になられた時に、高齢の方であれば、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームに入居されたり、グループホームを終の棲家にされたりと先が見えるのですが、障がいの場合は、地域に行きたい人が行くのはいいですが、その先はどうするのかと。相談支援事業所が支援できればいいですが、そんな余裕も力もないということですので。
- ・ そういう意味で、この場ということではなく、自立支援協議会部会などでしっかりと議論をして、地域の中で、どのようにその人の望む生活をどう支えていくのか、ライフスタイルも含めて考えていっていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

三田座長

- ・ 意見でよろしいでしょうか。
- ・ では第3部について、事務局からご説明をお願いします。

三浦障がい福祉課長

<資料3（第3部の修正点） 説明>

- ・ 資料3「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の説明をさせていただきます。
- ・ 前回いただきましたご議論を踏まえまして、修正点等を中心にご説明をさせていただきます。
- ・ まず、資料3の3ページでございます。3ページ以降の第2章では成果目標を定めさせていただいておりますが、大きく1から7の項目がございますが、前回ワーキングにおきまして、数値目標を定めるにあたっての取組に関する課題認識や、具体的な取組の方向性が見えにくいとのご指摘をいただきました。
- ・ この点につきましては、それぞれの成果目標に関連する施策や、施策を進めるにあたっての現状認識などにつきましては、先にご説明をさせていただきました障がい者支援計画に具体的な記述をさせていただいていると認識しております。
- ・ そのため、この障がい福祉計画におきましては、それぞれの成果目標に関連する事項につきまして、障がい者支援計画の該当する部分をご参照いただけるように、項目ごとに、冒頭部分に四角囲みで、障がい者支援計画の該当する部分のページを記載させていただく形に変更させていただいております。
- ・ 3ページをサンプルとしてご覧いただきますと、福祉施設の入所者の地域生活への移行という項目につきましては、障がい者支援計画の第3章の地域生活への移行のためにというところに、現状と課題、施策の方向性をそれぞれのページに記載しています、という形で、そちらをご参照いただけるようにさせていただいております。
- ・ 現時点ではページ数が入っておりませんが、最終版では該当する部分のページ番号を表記させていただこうと思っております。以降、この成果目標の7つの項目につきましては、それぞれこの四角囲みを追加させていただいております。
- ・ 続きまして、具体的な追加・修正部分でございます。

- ・ まず5ページの「2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の部分ですが、(1) 成果目標の②精神病床における1年以上の長期入院者数につきまして、前回ワーキングにおきまして、1年以上と言っても幅が広く、何十年と入院されている方もいる中で、その実態が掴みにくい表現となっているため、細分化したものにならないかのご意見をいただいております。
- ・ 1年以上と一括りにしないことで、長期入院者への対応について、認識を持って進める姿勢を明確にするようにとのご指摘であったかとも思っております。
- ・ この点につきましては、次のページの成果目標の考え方を記している部分ですが、2022（令和4）年度の精神科在院患者報告（大阪府、大阪市、堺市）の数字としまして、先の1,690人の内訳としましてと、それぞれ年数に応じた記載を追記させていただいております。合わせて、引き続き対象者の移行を踏まえつつ、意欲喚起できるよう支援を行うことも追加させていただいております。
- ・ 続きまして、13ページの「5 障がい児支援の提供体制の整備等」につきまして、こちらの(1) 成果目標の②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の項目でございますが、成果目標の考え方を記載しております14ページの②の部分の一部修正しております。
- ・ これは、前回ワーキングにおきまして、文章表現として、事業所数の充足のみに読めてしまうといったご指摘をいただいたことを踏まえて修正をさせていただいております。修正内容につきましては、色付けした部分をご確認いただきたいと思いますと思いますが、それぞれの障がい特性に配慮した適切な療育支援が行われるよう、引き続き支援体制の確保に努めますといった形で、表現の修正をさせていただいております。
- ・ 続きまして、16ページの「6 相談支援体制の充実・強化等」についてです。(1) 成果目標の①の色付けした部分をご確認ください。
- ・ 前回のワーキングにおきまして、基幹相談支援センターにおける地域づくりについては、センターだけが行うのではなく、区保健福祉センターの役割が重要であるとのことご指摘をいただいたことを踏まえまして、区保健福祉センターと連携しながら地域づくりを進めという表現に修正させていただいております。
- ・ 続きまして、21ページ以降の、第3章、第4章として各種サービスの見込量を定めている部分でございます。
- ・ 資料 39 ページの(13)の手話通訳者設置事業の部分でございますが、前回ワーキングにおきまして、こちらの人数がずっと6人のままなのかといったご意見をいただいております。
- ・ この部分につきましては、本市委託事業を行う職員数であるということを前回口頭でご説明をさせていただきましたが、表現がわかりづらいものとなっておりますので、全面的に修正を行いました。見込量の表の部分につきましては、もともと「手話通訳者数」となっていますが、そうすると、手話通訳の養成事業の実施により、そちらの人数は増えているのですが、その手話通訳者数の数と混同してしまうということもありますので、こちらを「手話通訳士資格者配置数」に変更した上で、説明文を追加させていただ

いております。

- ・ 説明文では、まず6人という人数につきましては、大阪市が委託事業として行っております聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業という事業で配置している手話通訳士の資格を有する職員数を示しているということと、この事業につきましては、大切な事業として引き続き継続していく必要があると本市としても考えておりますので、今後の見込量についても、この事業をこれからも、この規模で維持するということを踏まえて、現状の配置数を維持するものとして設定することを記載しております。
- ・ どういった事業かと言いますと、手話通訳者の派遣をするためのコーディネート業務であるとか、区役所等に設置しているタブレット端末を使用した遠隔手話通訳の実施ですとか、聴覚言語障がい者の生活相談等の業務といったものを行う委託事業でして、引き続きこの事業規模で継続していきたいという意図で、引き続き6人と設定をしているところでございますので、よろしくお願いいたします。
- ・ 前回ワーキングでご議論いただきました、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の説明につきましては、以上でございます。
- ・ 資料4は、次期計画の第4部として掲載する予定としております、現行の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗状況となっております。説明につきましては割愛させていただきますが、ご確認いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

大野委員

- ・ 私も数値を早く出して欲しいとずっと言っておりましたが、精神障がい者保健福祉手帳を持っているのが約5万人弱という中で、第4部では、具体的にどれぐらいサービスを受けているのかを見たいのですが、障がい別の記述がありませんので、精神が一体どういう地域サービスを受けているのかが非常に見えづらいです。
- ・ これは3障がいではデータをいただけないのでしょうか。第4部の1ページから8ページまで、実際のデータを出していただいているのですが、障がい別ではないので非常にわかりづらいです。

三浦障がい福祉課長

- ・ 資料4の実績につきましては、全体の利用者数の推移というかたちにさせていただいておりまして、第3章の必要数の見込みにつきましては、障がい別の利用者数の予測ということで表現させていただいております。資料4の利用実績については、かなり資料が細くなるということもありまして、計画に掲載する実績は、これまでに合わせて3障がいを含めたかたちで掲載をさせていただきたいと思っております。

三田座長

- ・ 第3章は障がい種別ごとに書いてあるんだけど、第4部は、含めて書いてあるという、書き方の違いかなと思うのですが。

井上委員

- ・ 表現はそうだと、精神障がい割合について把握はされているんですよね。

三浦障がい福祉課長

- ・ それぞれの見込量を設定する際には、資料3の21ページ以降のような形で、障がい種別ごとの見込量を設定させていただいておりまして、ご覧いただいている資料4は実績数値なのですが、こちらは、資料の分量の関係もありまして、まとめた表現にさせていただいております。

大野委員

- ・ 私達は個別に精神の実利用を調べていただいたことがあるのですが、目標に対して実際はどうかというあたりが一番気になる場所ですので、これまでもこういう形であったということであれば、個別にお尋ねするしかないかもしれませんが、基礎データはお持ちなんですね。そういうものも表現していただくと、この達成目標の理解もしやすいですし、現状の把握もしやすいと思います。
- ・ やはり3障がい一元化になってから、非常に俗な言い方をしますと、精神が割を食っています。法定雇用率が上がったというけれど、実質、精神の法定雇用率は下がっているのではないかなという実態がありますので。
- ・ 実態把握していただくというところでは、この資料にもつけていただければ、大家連から個別に依頼しなくても、資料として使えるのではないかなと思いますので、ご考慮いただければありがたいです。

三浦障がい福祉課長

- ・ ご指摘いただいたように障がい種別の利用状況がわかることは大事なことでありまして、計画を策定する上での見込量の設定をする際には、3障がいそれぞれの状況を踏まえた設定を引き続き行ってまいりたいと思っております。
- ・ 参考資料として掲載させていただきます実績数字につきましては、計画全体の構成等も踏まえて検討させていただきたいと思いますが、基本的には現状通りの資料の分量に収めたいと思っております。
- ・ 個別に必要な数値等につきましては、ご依頼をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

芦田委員

- ・ 資料3の3ページの「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」について、(2) 成果目標の考え方の①の3行目に、「大阪市では、国の基本指針に基づき、2019（令和元）年度末の施設入所者数1,306人の6％である79人に、第5期計画における未達成者見込23人を加えた102人を、2023（令和5）年度末までに地域移行するものとして設定しました。2023年（令和5）年度末には151人となる見込みであり」と書いてあります。

- ・ 目標は 102 人と設定したけれど、1,306 人の施設入所者のうち 151 人が地域移行する見込みですと。目標は 6 % として設定したけれど、実際は $151 \div 1306$ 人で 11.6% が移行する見込みだと、きちんと書いてもらっています。
- ・ それにもかかわらず、第 7 期の計画においては、また国の指針の 6 % に戻って、1,261 人の 6 % である 76 人として設定すると書いてあるんです。
- ・ 大阪府は頑張って 11.6% まで移行する見込みと書いていただいているのに、なぜ、また国が言う 6 % に戻すのかということなんですが、このまま 11% でよいのではないですか。11% 以上にするのはしんどいかもしれないですが、今期いけたんだから、次も 11% ということでは駄目なのではないでしょうか。

三浦障がい福祉課長

- ・ 目標数値としては確かに達成する見込みであるかなと思っております。
- ・ 前回のワーキングでもご意見をいただいたのですが、この数字をもってどのような取組をしていくかということをお願いしていきたいと思っておりまして、151 人の見込みの大半は、ご存知の通り、自立訓練を利用されている短期間の入所の方であって、退所されて地域の生活に戻られる方の実績が多くを占めているという実態があるかと思っております。
- ・ いわゆる地域移行の課題として検討していかないといけない、生活介護を利用されているような重度の障がいのある方の地域移行が、この 151 人という数字の中には表現されていない部分だと思っています。
- ・ 一方で大阪府は、次期計画から、自立訓練を利用されている短期間で退所される方と、生活介護を利用されているような長期間入所されている方を分けて、ある意味、地域生活から生活場所を入所施設に移されたような方を、もう一度地域に戻すというような、いわゆるコアな地域移行の課題について、実績数値としてそれぞれの数字を出しながら、生活介護を使っておられるような方の地域移行がどの程度進んだのかも見ていくという方針を出しておられます。
- ・ そういったこともありまして、数値目標としては、一旦国の指針に基づいて出ささせていただきますのですが、大阪府として取り組むべき地域移行の取組は、この数値目標を達成することではなくて、いわゆる課題となっている長期入所者の方に、どのように地域に戻っていただくかといった、個別具体的な取組になると思っておりまして、この数値目標の中にはなかなか表れてこない、この内訳をどうしていくかという部分について、きっちりと取り組んでいきたいと思っております。そういった意味で、現行の達成数値を基にした数値設定にはしていないという考え方でさせていただいております。

芦田委員

- ・ 今の説明を聞けばわかるのですが、この書きぶりだけでは単純計算でこのようになるんです、となっています。そういうことでしたら、この書きぶりの中にそれを入れていた

だいて、きちんと示していただくということでよろしいでしょうか。

三浦障がい福祉課長

- ・ きちんとその辺りの方針も伝わるような形にさせていただきたいと思います。

三田座長

- ・ この数値目標がいかに意味のないものか、ということが改めてわかった感じですね。
- ・ この間も入所した人がいるんですよね。151 人出ても、入ってくる人がいるわけですね、この数字の動きをみると。
- ・ 計画だから、数値目標を書かないといけないですが、それがすべてではない。その数値目標を達成することだけによらず、長期の入所の方が地域で生活できるように、何か施策を進めていきますくらいでも結構ですので、書いていただけるといいかと思います。悲しくなるパーセンテージですよ。

芦田委員

- ・ 資料 3 の 26 ページ、指定相談支援の計画相談支援についてですが、例年の伸びや実績に基づいて計画を立てていただいていると思いますが、そもそも利用率が 50% しかいっていない中で、これまでと同じような立て方でよいのかどうか。もっと急がないといけない数値だと思うんです。
- ・ 目標だけでも志を入れていただかないと、毎年これくらいの伸び幅だからこんなもんだ、という話ではないと思いますが、いかがでしょうか。

三浦障がい福祉課長

- ・ 第 3 章の目標数値の設定についてですが、障がい福祉計画の数値目標は、直近の実績を踏まえた数値とするというような立て付けになっておりまして、そういった意味で、直近の伸び率等を踏まえた目標数値の設定には、いずれにしてもなってしまう。
- ・ ただ、これも先ほどの地域移行の数値もですが、本市としては、計画相談支援の件数が、資料 3 の数値を達成すればよいといった認識はしておりません。
- ・ これは、あくまでも現行の伸びを見れば、そのままいけば、このような数値になるだろうということを示したものと思っております、これだけでは当然足りない中身ですし、この数値によらず、きっちりとした計画相談体制にしていけないとは認識していますが、計画の数値は、そういった設定にすることになっているということもありまして、意気込みと言っていただきましたが、そういった部分は目標数字としては設定できないということになっております。
- ・ ただ、これで満足しているものではなく、これでは足りないということできっちり対応していけないといけないということで、課題認識は持っておりますので、その部分につきましては、申し訳ありませんがご理解いただければと思っております。

井上委員

- 他のこともそうですが、課題はどういうところにあるのかということは、きちんと書いた上で、その目標というようなことになるかと。
- 言っておきますけど、結局、この目標が今後の予算編成上の根拠にもなっていくわけじゃないですか。だから、遠慮しないといけないということなんですよ。変な目標数値にしても、そんなに予算を確保できないから。
- そうではなくて、せっかく計画を作るのだから、今のようなことを考えているのであれば、必要性で判断してもらおうということにしないと。全国でこのようなものを作っても、厚生労働省が予算確保していくために自然増をどう抑えるかみたいな、そのために利用されるような資料にされているような気がして。
- 最終的に確保できるかどうかはわからないけど、計画上必要性があるんだということで、財政部局に主張してもらおう根拠にもなっていくわけなので。
- そういったことを含めて、現状でいいのかどうかということです。現状維持のような発想になっていますが、政策的な課題に対してどういう目標を持つべきなのかというような視点での議論は、やはり難しいですか。

三浦障がい福祉課長

- 障がい福祉計画の数値設定ということに関して言いますと、まず国の指針に基づいて作るようになっておりまして、国の指針におきましては、直近の状況を踏まえて数値を設定することとされておりますので、そういった意味では直近の動きにはない動きを見込むことは、数字上はできないかなと思っております。
- ただ、計画上それでいいのかということにつきましては、別問題だとは思っておりまして、障がい者支援計画につきましては、課題も踏まえまして、どうしていくのかということ、計画の文言上にも書かせていただいていると思っていますし、その課題に基づいて取り組んでいかないとはいえないと考えております。
- この障がい福祉計画は数字が出てきますので、ある意味わかりやすいというか、どうしても生々しい数字が大阪市の方針と捉えられがちなのところもあるのかなと思っております。そのあたりについては、障がい福祉計画の性質上、仕方のない部分もあるのかなと思ってはいますが、少なくとも、障がい福祉計画はそのような一律の見込み方に基づいて出てくる数字に留まると考えておりまして、この数字をベースにした事業設定ではなく、障がい者支援計画の方に、こういった課題に基づいて何を実現していくかということを書き込ませていただいておりますので、そちらに基づいて事業を進めていきたいと思っております。そういったご理解をいただければありがたいと思います。

井上委員

- そういうことを明らかにしておかないと、全然考えてくれていないと思われてしまう。
- 厚生労働省からの指示でこういう形の計画を作っています、ただ課題については計画の中で指摘しているようなものですよというように、もう少しみなさんがこの計画の意味を

わかるような提案の仕方をしてもらわないと。立てつけと言われる部分をきちんと説明できるような提案の仕方をしてもらわないと、少し理解しにくいなと思います。

三田座長

- 例えば、大阪市の知的障がい者の入所施設でも、他の市よりは良いのだから、うちでは地域移行はしなくてもいいとはっきり言っている方達もいます。地域移行の意味などを全くお考えになられていなくて、施設の中でいろいろなことが行われている。
- 捉え方ですね、数字の怖さで、何かよそよりはうまくいっているからという。それが少し歯がゆくて、色々言っているという感じかなと思っています。
- 囲みを作っていたり、今回とても工夫していただいているのはよくわかっているのですが、もっといいものができればという感じです。

和多田委員

- 相談支援専門員と事業所運営をしております。
- 今回お話を聞いた意見になるのですが、相談支援専門員が3人いる中、私が一人で事業所をまわっていて、あとの一人が就労継続支援B型の管理者、もう一人が児童発達支援の管理者をしています。二人とも現任者研修を受けられず今年で失効してしまうので、相談支援専門員の仕事はもうできないです。
- 相談支援専門員を増やすといっても、色々経験させている間に時間がたってしまったり、受けないといけない研修が増えたので、そのタイミングばかりをはかっていると管理者を動かさないといけなくなりますが、現場の中に代わる人がいないと、その人をずっとその仕事にあてておかないといけない。
- 本当は児童のことも精神のことも知っている人が相談支援専門員をするべきだと思って育てているつもりでも、その仕事に固定しておかないといけない状況があるので、失効してしまう人もたくさんいるのではないかなと思います。受け直すのですが、受かっても講習を受けられないままになったり。このようなことばかり考えて、現場では仕事をしています。そこが合わないところになっているのかなと考えていました。

三田座長

- 現実の状況で、本当にケアをしたいという人が、このような状況にあるというところと、私達を作っている計画というところに、ギャップがあるなというところで、お時間となりました。
- それでは、事務局にお返ししたいと思います。

司会　＜事務連絡、閉会＞